

総務常任委員会記録

| 令和7年 第4回定例会 | |
|-------------|---|
| 1 日 時 | 令和7年 9月17日(水) 午前10時00分 開会 午前10時53分 閉会 |
| 2 場 所 | 第1委員会室 |
| 3 出席委員 | 増 湊 靖 弘 委員長 橋 本 修 副委員長 鹿 妻 武 洋 委員 仲 田 知 史 委員 石 川 さやか 委員 大 島 久 幸 委員 |
| 4 欠席委員 | 早 川 勝 弘 委員 駒 場 久 和 委員 |
| 5 委員外出席者 | 谷 中 恵 子 議長 |
| 6 説明員 | 別紙のとおり |
| 7 事務局職員 | 金子 議事課長 萩原 書記 |
| 8 会議の概要 | 別紙のとおり |
| 9 傍聴者 | なし |

総務常任委員会 説明員

| 職 名 | | 氏 名 | 人数 |
|----------|----------------------|--------|-----|
| 副市長 | | 福田 義一 | 1名 |
| 秘書室 | 秘書室長 | 齋藤 史生 | 1名 |
| 総合政策部 | 総合政策部長 | 秋澤 一彦 | 8名 |
| | 危機管理監 | 湯沢 浩 | |
| | 総合政策課長 | 佐藤 寛 | |
| | 財政課長 | 半田 和之 | |
| | いちご市営業戦略課長 | 池澤 美紀子 | |
| | 地域課題対策課長 | 別井 渉 | |
| | デジタル政策課長 | 鈴木 淳 | |
| | 総合政策課総務係長 | 川田 孝郎 | |
| 行政経営部 | 行政経営部長 | 益子 則男 | 7名 |
| | 行政経営課長 | 網 浩史 | |
| | 人事課長 | 仁平 利恵 | |
| | 税務課長 | 倉澤 弘 | |
| | 納税課長 | 小林 春彦 | |
| | 契約検査課長 | 鈴木 智久 | |
| | 行政経営課行政改革担当 | 高橋 洋一 | |
| 市民部 | 市民部長 | 関口 守 | 6名 |
| | 生活課長 | 能島 賢司 | |
| | 協働のまちづくり課長 | 山崎 尚良 | |
| | 市民課長 | 谷津 勝也 | |
| | 人権・男女共同参画課長 | 小堀 満美子 | |
| | 生活課生活係長 | 仲野 隼人 | |
| 会計課 | 会計管理者 | 柿沼 紀子 | 1名 |
| 議会事務局 | 議事課長 | 金子 恵美子 | 1名 |
| 選管／監査事務局 | 選挙管理委員会事務局長／監査委員事務局長 | 湯澤 紀之 | 1名 |
| 消防本部 | 消防長 | 若林 雄二 | 6名 |
| | 消防総務課長 | 永岡 和也 | |
| | 予防課長 | 岡部 晃一 | |
| | 警防救急課長 | 紺野 敬寛 | |
| | 通信指令課長 | 高柴 幸人 | |
| | 消防総務課課長補佐兼消防総務係長 | 渡辺 徹 | |
| 教育委員会 | 生涯学習課長 | 中村 陽子 | 1名 |
| 合 計 | | | 33名 |

総務常任委員会 審査事項

- 1 議案第54号 令和7年度鹿沼市一般会計補正予算（第5号）について
- 2 議案第59号 令和7年度鹿沼市粕尾財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 3 議案第60号 令和7年度鹿沼市清洲財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 4 議案第64号 コミュニティセンター等の貸出体制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 5 議案第65号 鹿沼市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部改正について
- 6 議案第66号 鹿沼市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正について

令和7年第4回総務常任委員会 概要

○増淵委員長 おはようございます。

開会に先立ちまして、お願いいたします。

委員の質疑及び執行部の説明、答弁に際しましては、会議を録音しておりますので、ご面倒でも近くのマイクにより、明瞭にお願いいたします。

また、再質問に対する答弁については、委員長から指名は行いませんので、担当課長が挙手の上、説明をお願いいたします。

なお、委員会の様子を記事に掲載する関係で、事務局員が写真撮影を行いますので、ご了承ください。

なお、本日は早川委員・駒場委員は欠席となりますことをご報告いたします。

それでは、ただいまから、総務常任委員会を開会いたします。

今議会におきまして、本委員会に付託されました案件は議案6件であります。

それでは、早速審査を行います。

はじめに、議案第54号 令和7年度鹿沼市一般会計補正予算（第5号）のうち、総務常任委員会関係予算についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

はい。半田財政課長。

○半田財政課長 財政課長の半田です。よろしくをお願いいたします。

○増淵委員長 よろしくお願ひします。

○半田財政課長 議案第54号 令和7年度鹿沼市一般会計補正予算（第5号）のうち、関係予算の主な内容についてご説明いたします。

お手元の令和7年度補正予算に関する説明書、表紙に一般会計（第5号）と入っている冊子になりますが、の、一般会計の3ページをお開きください。

まず、歳入についてご説明いたします。

2段目の15款「国庫支出金」 2項5目「消防費国庫補助金」399万6,000円の増につきましては、県道上永野下永野線の拡幅工事に伴い、耐震性貯水槽の新設に係る財源として計上するものであります。

あわせまして、後述となりますが、財源として県補償料及び市債を計上しております。

次の段、3項1目「総務費委託金」399万4,000円の増につきましては、外国籍の長期在留者の住居地情報を在留カードに記録するための端末の購入に係る財源として計上するものであります。

なお、補助率は10分の10であります。

次に、一番下の段、16款「県支出金」 2項1目「総務費県補助金」226万3,000円の増につきましては、水源地域振興拠点として整備をいたしました、スノーピーク鹿沼キャンプフィールド&スパにおいて、今年の冬に井戸の濁水により、シャワー等で使用する水量が不足したことから、給水改修工事を行うための下流圏の負担金であります。

5ページをお開きください。

1 段目、17 款「財産収入」 2 項 1 目「不動産売払収入」43 万 4,000 円の増につきましては、国道 121 号線の拡幅工事により、久保町ポケットパーク及び屋台のまち中央公園のうち、拡幅工事にかかる土地の売り払い収入であります。

次の段、18 款「寄附金」 1 項 1 目「総務費寄附金」400 万円の増につきましては、ふるさと納税制度を活用した鹿沼秋まつり支援を目的とし、クラウドファンディングの寄附金見込みとして計上するものであります。

次の段、19 款「繰入金」 2 項 2 目「財政調整基金繰入金」1 億円の減につきましては、当初予算におきまして、6 億 5,000 万円を計上いたしましたが、繰越金の財源調整とあわせて、繰入金を一部減額するものであります。

次の 4 目「公共施設整備基金繰入金」6,800 万円の減につきましては、当初予算におきまして、市道 0018 号線の道路修繕工事の財源として計上した金額であり、本年度に実施した公共施設等適正管理推進事業計画の改定、こちら道路事業の計画の改定となりますが、こちらの計画の改定により、市債の対象工事として認定されたことから市債に振り替えることとし、当繰入金を減額するものであります。

その下の段、20 款「繰越金」7 億 5,227 万 6,000 円の増につきましては、前年度繰越金の確定によるものであります。

一番下の段、21 款「諸収入」 4 項 3 目「雑入」の右側の説明欄 6 行目、「消防施設補償料」90 万 3,000 円の増につきましては、県道上永野下永野線道路工事に伴う貯水槽の補償料であります。

7 ページをお開きください。

2 段目の 22 款「市債」 1 項 5 目「消防債」1,060 万円の増につきましては、こちらにつきましても、県道上永野下永野線道路工事に伴う耐震性貯水槽の工事の財源として計上するものであります。

9 ページをお開きください。

次に、歳出についてご説明いたします。

2 段目、2 款「総務費」 1 項 1 目「一般管理費」、説明欄の 1 つ目の○、「総務事務費」1,659 万 1,000 円の増につきましては、昨年度に国の施策として実施いたしました給付金・定額減税一体支援事業の実績確定に伴いまして、国への返還金を計上するものであります。

次に、2 つ目の○、「ふるさと納税推進事業費」200 万円の増につきましては、寄附金の歳入において説明をいたしました、鹿沼秋まつりへのクラウドファンディングに係る費用を計上したものであります。

次に、4 目「広報広聴費」222 万 5,000 円の増につきましては、右側の説明欄、「営業戦略費」になりますが、本年度、「オープンイノベーションオフィス SENQ」とパブリックパートナーの協定を締結し、首都圏の企業や東京オフィスを設置している自治体の連携など、東京での活動における旅費及び施設使用料として 52 万円を計上するものであります。

あわせて、鹿沼市のシティプロモーションの基本方針や営業戦略を作成するための基礎資料として、認知度に関するアンケートを実施する経費として委託料 170 万 5,000 円を計上するものであります。

次に、5目「交通対策費」276万円の増につきましては、「バス路線対策費」として、高齢者の外出のサポートとリーバスの利用促進を図るため、リーバス・予約バスの無料回数券1,000円分を配布する事業及び北犬飼駐車場の駐車券発券機の更新に係る費用を計上いたしました。

次に、8目「財産管理費」の説明欄1つ目の○、「庁舎等維持管理費」600万円の増につきましては、令和8年度における機構改革に向け、オフィス環境等アドバイザー業務として、庁舎のオフィス環境調査及びレイアウト作成支援を委託するための費用を計上するものであります。

11ページをお開きください。

2段目の2項2目「賦課徴収費」1,500万円の増につきましては、「賦課事務費」として、市税の過年度の過誤納納付金の上半期実績に伴い、下半期に想定される還付金を見込み計上したものであります。

次の段の3項1目「戸籍住民基本台帳費」399万4,000円の増につきましては、出入国管理及び難民認定法等の改正に伴い、外国籍の中長期在留者の住居地情報を在留カードに記入するための端末を購入し、全コミュニティセンターに配置するための費用を計上しております。

少し飛びまして、21ページをお開きください。

3段目の9款「消防費」1項1目「常備消防費」の説明欄、「常備消防施設整備事業費」1,678万6,000円の増につきましては、県道上永野下永野線の拡幅工事に伴いまして、既存の貯水槽を移設する必要が生じたことから、新たに耐震性貯水槽を設置するものとし、新設に係る経費を計上するものであります。

次に、2目「非常備消防費」の説明欄、1つ目の○、「非常備消防施設整備事業費」251万3,000円の増につきましては、昨年度に消防団車庫を新設しました第10分団第4部の旧車庫等を解体する費用として、150万円を計上いたしました。

またあわせまして、消防庁より消防団車両の無償貸与が決定したことから、貸与される車両の仕様にあわせ、必要な資器材の購入費用等を101万3,000円計上するものであります。

次に、2つ目の○の「火災防ぎょ対策費」123万8,000円の増につきましては、昨年度の林野火災等の消防活動において破損した消防用ホースの購入費用などを計上したものであります。

次に、3つ目の○、「消防団活性化対策事業費」100万1,000円の増につきましては、24ページにかけてとなりますが、消防団員の雨合羽70着を更新する費用を計上したものであります。

25ページをお開きください。

14款「予備費」2億3,447万8,000円の増につきましては、歳入歳出の調整額を計上するものであります。

以上で、令和7年度鹿沼市一般会計補正予算（第5号）のうち、関係予算の説明を終わります。

○増渇委員長 はい。ありがとうございました。

質疑のある方は順次発言を許します。はい。鹿妻委員。

○鹿妻委員 鹿妻です。お願いします。

6 ページの、5 ページ・6 ページの 18 款寄附金、1 項寄附金の総務費寄附金のところのふるさとかぬま寄附金のところでお聞きしたいのですけれども、この金額というのは、そのガバメントクラウドファンディングの募集金額が、ここにいつているという理解でよろしいでしょうか。

○増渕委員長 執行部の説明をお願いいたします。池澤いちご市営業戦略課長。

○池澤いちご市営業戦略課長 いちご市営業戦略課長の池澤です。

ただいまの鹿妻委員の質疑にお答えいたします。

委員おっしゃるとおり、この金額につきましては、クラウドファンディングの目標額を計上したものになります。

以上で説明を終わります。

○増渕委員長 はい。説明は終わりました。鹿妻委員。

○鹿妻委員 はい。ありがとうございます。

それで、その募集金額がそれで、それで、次にちょっと 10 ページのところですね。

2 款総務費、1 項総務管理費の一般管理費で、右のページのふるさと納税推進事業費というところがありまして、それで、その 400 万円のうち、ここで 200 万円という感じになっていて、それで、さらに 20 ページの 7 款商工費、1 項商工費の観光宣伝費の右のページの 1 つ目の○、ふるさと納税型クラウドファンディング活用公益活動支援事業ということで、ここで 200 円という感じで、200、200 の 400 という感じなのかなと思うのですけれども、それで、前、ちょっと一般質問で聞いたときに、その集めた金額の 10% ぐらいが手数料で、ポータルサイトとかに払って、残りの 9 割ぐらいが、事業のほうにというのをちょっとお聞きしたような記憶があるのですけれども、実際その事業に使われるというのは、20 ページのほうの金額なのかなと思うのですけれども、どういう内訳といいますか、10 ページの委託料というのが 150 万円ぐらいになっているので、この委託料というのが、その業者にいくような手数料という意味なのか、何かいろいろ含めて委託料みたいな感じになっているのか、ちょっと内訳みたいのを教えていただければ。

○増渕委員長 はい。池澤いちご市営業戦略課長。

○池澤いちご市営業戦略課長 はい。いちご市営業戦略課長、池澤です。

ただいまの鹿妻委員の再質疑のほうにお答えいたします。

10 ページのふるさと納税推進事業費の内訳ということになります。まず役務費、こちらはクレジットカード払いの収納代行手数料、こちらが歳入寄附見込み額の 400 万円の 1% ということで 4 万円を計上させていただいております。

次に、飛びまして、使用料ですが、こちらはポータルサイトの使用料ということになります。

こちらが 10% ということで、44 万円の計上をさせていただきました。

最後に委託料になりますが、今回このガバメントクラウドファンディングですが、基本的に返礼品を出す、出さないというのを選ぶことができます。

それで、今回のこの事業につきましては、返礼品ありということで設定をしております。

そのため、返礼品の調達・送料、そういったものも全部含めた上での中間支援事業者

への委託料として152万円を計上したということになります。

以上で説明を終わります。

○増渕委員長 執行部の説明は終わりました。鹿妻委員。

○鹿妻委員 はい。理解しました。

○増渕委員長 大丈夫ですか。

はい。ほかに質疑のある委員はいらっしゃいますか。はい。仲田委員。

○仲田委員 はい。仲田です。

そうしましたら9ページの2款総務費、総務管理費、8目ですね、8目財産管理費のところの説明欄の庁舎等維持管理費というところで、説明、オフィス環境調査、設計という形でおっしゃっていましたが、何かこれ問題があったから、また環境調査だったり、設計というのを改めて、600万円かけたということなののでしょうか。お願いします。

○増渕委員長 はい。網行政経営課長。

○網行政経営課長 行政経営課長の網です。よろしくお願いします。

ただいまの仲田委員の質疑なのですが、予算計上した理由でございますが、まず令和8年度から、新しい組織ということで、組織を見直す予定であります。

そうしたところで、今年度内に、新しい部・課の組織体制の配置を決定させる必要がありますということでありまして、部設置条例の上程を12月議会で予定しておりますが、現在進めている庁内での組織見直し検討、今後のヒアリングにあわせて、現時点における執務環境の調査を始めるために、予算を計上したものであります。

それで、何でこの時期なのかということなのですが、新庁舎整備後の人事異動等におきましては、今までもユニバーサルレイアウトという形で、机が固定されております。

そのため、特に問題なく対応してきましたが、新たな業務ですとか、いろんな事業展開のため、人員なども増加している。

そういったことから、なかなかレイアウトの全体の見直しというところが、改めて必要になるのではないかとということで、現状のレイアウトを調査をして、人の配置、システムの配置、また、いろんな机の近くに文書を入れるキャビネットとかがあるのですが、そういう中身の調査をした上で、最適な職務環境をつくりたいということでの庁内全体的なレイアウトの見直し検討、そういうことをしたいということで予算を計上したところであります。

以上で説明を終わります。

○増渕委員長 はい。執行部の説明は終わりました。

仲田委員、どうでしょうか。

大丈夫ですか。

ほかに質疑のある方は。はい。石川委員。

○石川委員 石川です。

同じく9ページの2款1項4目の広報広聴費の営業戦略費なのですが、旅費の内訳ですとか、アンケートを委託するというところで、そのあたりのちょっと詳細をお願いします。

○増渕委員長 はい。執行部の説明をお願いいたします。池澤いちご市営業戦略課長。

○池澤いちご市営業戦略課長 はい。いちご市営業戦略課長の池澤です。

ただいまの石川委員の質疑にお答えいたします。

まず営業戦略費の旅費及び、使用料及び賃借料についてですが、本市の東京における営業拠点の設置に向けまして、シェアオフィス、こちらを活用し、東京都内で活動する企業への営業活動を行うための旅費、道路使用料、会議室の使用料として計上したものであります。

旅費のほうの内訳につきましては、全部で50回ですね、半年間で3名の者が50回、東京のほうに行けるという計算で計上をさせていただきました。

そのうち、5回につきましては、公用車を利用して東京のほうに出向く。

理由につきましては、イベントに参加した場合ですね、イベントの開催時間が午後9時、8時、9時までかかる場合がございます。

その際、帰るのに電車がなくなってしまうものですから、公用車で出向くこととなります。

その分の公用車の使用料として、道路使用料も計上してございます。

そのほかに、その他の使用料につきましては、施設の会議室の使用料6カ月分ということになりまして、コワーキングスペースの利用と、そのほかの大きな会議室を利用するときの料金として計上させていただきました。

以上で説明を終わります。

○増渕委員長 石川委員。

○石川委員 東京のシェアオフィスなのですけれども、大体場所はどのあたりとかというのも決まっているのでしょうか。

○増渕委員長 はい。執行部の説明をお願いします。池澤いちご市営業戦略課長。

○池澤いちご市営業戦略課長 はい。いちご市営業戦略課長、池澤です。

石川委員の再質疑のほうにお答えいたします。

東京の今回のシェアオフィスについてなのですが、東京都内6カ所に施設を持つ、中央日本土地建物株式会社のほうのパブリックパートナーに就任しております。

そちらの6カ所の施設を3名の登録した者がコワーキングスペースを自由に使えるという設定になっております。

それで、コワーキングスペースのほう、3人登録ということなので、それ以外の方が、者が出向いて使う場合に使用料がかかるというようなこととなります。

以上で説明を終わります。

○増渕委員長 いいですか。

はい。場所を言っていないよね、場所。

6カ所でいいの？そこ、どこにあるかはいらないの？大丈夫。

では、はい。石川委員、どうぞ。

○石川委員 すみません。

最初に、ごめんなさい、お聞きした、アンケートの委託のところというのは、先ほど言ってもらいましたか。

○増渕委員長 ううん。

うん、そうです。

○石川委員 どんなふうアンケートをとっていくのか、もう一度お願いします。

○増渕委員長 はい。池澤いちご市営業戦略課長。

○池澤いちご市営業戦略課長 はい。営業戦略課長、池澤です。

大変失礼いたしました。

12節の委託料についての説明が漏れました。申し訳ありません。

こちらはプロモーションの効果測定及び今後の方針を検証するために、ドコモの携帯電話サービスを利用したアンケート調査、こちらを実施したいと考えております。

設問につきましては10問、回答なのですが、1万5,000人からの回答の収集を想定しております。

回答の内容については、シティプロモーションガイドラインの改定に向けた基礎資料として、活用をさせていただきたいと思っております。

今、各NTTドコモさんのほうと、設問の内容について協議をしているところでございます。

以上で説明を終わります。

○増渕委員長 大丈夫ですか。

はい。ありがとうございます。

ほかに質疑のある、はい。鹿妻委員。

○鹿妻委員 鹿妻です。

すみません。先ほどのちょっとふるさと納税関係で、ちょっとまたお聞きしたいのですけれども、先ほど、10ページの右側のふるさと納税推進事業費の委託料のことで、返礼品ですということでお聞きしたのですけれども、それで、鹿沼市のホームページのふるさと納税型クラウドファンディングのところを見ると、この制度はその、返礼品はありませんのでというような、ちょっと書いてあるのですけれども、それで、このページの中で、この今回の事業というのは、載っていないみたいなのですが、その今回のクラウドファンディングと、この今載っている、そのワンニャンとかというのは違う制度でやっているものなのでしょうか。

○増渕委員長 はい。はい。池澤いちご市営業戦略課長。

○池澤いちご市営業戦略課長 はい。営業戦略課長、池澤です。

鹿妻委員のただいまの質疑にお答えいたします。

委員おっしゃるとおり、別の事業ということになりますので、ご理解ください。よろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

○増渕委員長 はい。鹿妻委員。

○鹿妻委員 はい。ということは、今載っているこの動物関係のは、ふるさと納税型クラウドファンディングと呼ばれるもので、今回のやつはその名称で呼ばれるものではないという、もしわかれば、どういう制度のものなのかというのを教えていただければと思うのですけれども。

○増渕委員長 はい。池澤いちご市営業戦略課長。

○池澤いちご市営業戦略課長 はい。営業戦略課長、池澤です。

今回のガバメントクラウドファンディングにつきましては、まず、ふるさと納税制度を活用したものであるということは同じです。

それで、このガバメントクラウドファンディングは、地域の課題解決ですとか、まちづくりにつながる具体的な事業を立ち上げて、その事業への共感者を募ることで資金を集める仕組みとなっております。

今回、経済部の観光交流課のほうで、鹿沼秋まつりのすばらしい伝統を広く発信するとともに、ご来場いただいたお客様へのおもてなしの充実のために資金を集める手段として立ち上げたガバメントクラウドファンディングによる寄附金ということになります。

いちご市の営業戦略課といたしましては、こういった事業を起こした際に、財源を確保するために積極的にこのガバメントクラウドファンディングを活用できるよう、各課を支援していきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○増渚委員長 鹿妻委員。

○鹿妻委員 ありがとうございます。

ということは、今回は、何ていうか、行政がやろうと始めたという、そんな感じなのですかね。

あ、はい、わかりました。

○増渚委員長 大丈夫ですか。理解できました？

はい。ほかに質疑のある委員の方、いらっしゃいますか。はい、どうぞ。橋本副委員長。

○橋本副委員長 橋本です。

4ページなのですけれども、水源地域整備事業費ということなのですけれども、スノーピークがオープンして、時間もあまりたっていないのですけれども、水が出なくなるというのはなかなか珍しいと思うのですけれども、何か、不測の事態か何か、そういうのがあったのか、もうそもそも設計がまずかったのか、ちょっと教えていただきたい。よろしくをお願いします。

○増渚委員長 はい。執行部の説明をお願いいたします。はい。別井地域課題対策課長。

○別井地域課題対策課長 はい。地域課題対策課長の別井です。よろしくをお願いいたします。

ただいまの橋本委員のご質疑にお答えいたします。

こちらについては井戸水ということで、ちょっとどれぐらい、ちょっとくるか、ちょっと観光交流課のほうで、ちょっと実際にはやっているものですから、なかなかちょっと詳細まではわからないのですけれども、ちょっとどれぐらい出てくるものなのかというのが、ちょっとわからなかった部分があったということと、なかなかちょっと昨年冬は降水量が少なくて、思ったほど水が出ないということで、このようになったということになります。

あと何ていうのですかね。歳入といたしまして、下流圏の負担金がいただけるというのが、実際は令和8年度までになってしまいますので、もし8年度以降にそれを直すすると、ほとんど100%、鹿沼市が負担してやらなければいけない。

それで、今回やれば、62.19%の下流圏の負担金も出していただけるということなので、

そのような形で総合的に判断して、このような修繕を行いたいということでございます。
以上で説明を終わります。

○増渚委員長 はい。橋本副委員長。

○橋本副委員長 わかりました。

そういうことなら、あれなのですけれども、本来であればね、最初からそんなことしないようにしておけばかからないわけで、まあ、わかりました。

○増渚委員長 その中では最善だったね。うん。はい。

ほかにありますか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第 54 号中総務常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○増渚委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 54 号中総務常任委員会関係予算につきましては、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 59 号 令和 7 年度鹿沼市粕尾財産区特別会計補正予算(第 1 号)についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。半田財政課長。

○半田財政課長 財政課長の半田です。よろしくお願いいたします。

議案第 59 号 令和 7 年度鹿沼市粕尾財産区特別会計補正予算(第 1 号)についてご説明いたします。

補正予算に関する説明書の粕尾財産区特別会計になります。「粕尾」というインデックスがついている箇所は 3 ページをお開きください。

今回の補正につきましては、前年度繰越金の確定を受け、調整を行うものであります。

歳入予算の更正として、3 款「繰越金」において、7 万 4,000 円を増額し、2 款「繰入金」1 項 1 目「財政調整基金繰入金」において、当初見込んでいた基金からの繰入金を同額、減額するものであります。

以上で説明を終わります。

○増渚委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

ありません。

ほかに大丈夫ですか、委員の方。

はい。別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第 59 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○増渚委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 59 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 60 号 令和 7 年度鹿沼市清洲財産区特別会計補正予算(第 1 号)についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。半田財政課長。

○半田財政課長 財政課長の半田です。よろしくお願いいたします。

議案第 60 号 令和 7 年度鹿沼市清洲財産区特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。

補正予算に関する説明書の「清洲」のインデックスがついている箇所の 3 ページをお開きください。

今回の補正予算につきましては、前年度繰越金の確定を受け、調整を行うものであり、歳入予算の更正として、3 款「繰越金」において、10 万 4,000 円を増額し、2 款 1 項 1 目「財政調整基金繰入金」において、当初見込んでいた基金からの繰入金を同額、減額するものであります。

以上で説明を終わります。

○増渕委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

大丈夫ですか。

はい。別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第 60 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○増渕委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 60 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 64 号 コミュニティセンター等の貸出体制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。はい。山崎協働のまちづくり課長。

○山崎協働のまちづくり課長 協働のまちづくり課長の山崎です。よろしくお願いいたします。

議案第 64 号 コミュニティセンター等の貸出体制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、ご説明いたします。

はじめに、今回の見直しに至った経緯と概要についてご説明いたします。

市内 14 カ所に設置されているコミュニティセンターは、出張所機能と公民館機能をあわせ持つ施設であり、地域の皆様の活動拠点として、会議や趣味の教室、またはイベント会場など、様々な用途でご利用いただいております。

しかしながら、公民館は社会教育法に規定する施設であることから、買い物支援や地元生産品の販売をはじめとするコミュニティビジネスや入場料を徴するイベント、文化活動に伴う作品の展示販売など、営利にあたる利用に対しては貸し出しすることができませんでした。

そこで、このたび、活発に行われている地域活動や市民活動の現状を踏まえ、営利にあたる活動にも貸し出しができるよう見直しを行います。

あわせて、社会教育法を準用している鹿沼市民情報センターと鹿沼市文化活動交流館についても、同様の見直しを行います。

ただし、営利団体等が利用する場合の予約開始日は、地域団体などの予約開始日以降に設定するなど、地域住民による利用に不利益が生じないよう配慮いたします。

また、営利目的で利用する場合の使用料は、それぞれの施設の基本使用料に 100 分の

300 を乗じて得た額、つまり従来の使用料の3倍といたします。

今回の見直しにより、利用者はそれぞれの施設をこれまで以上に柔軟に利用することができるようになりますので、地域活動の幅が広がり、さらなる生涯学習活動の充実や文化振興の促進等につながることを期待できます。

本議案は、ただいま申し上げた趣旨で見直しを行うにあたり、鹿沼市コミュニティセンター条例の一部改正や鹿沼市公民館条例の廃止など、関係する8本の条例の改廃を行うものでございます。

なお、議決をいただいた場合の施行期日は、令和8年4月1日といたします。

以上で、議案第64号 コミュニティセンター等の貸出体制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての説明を終わります。

○増渚委員長 はい。執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。はい。仲田委員。

○仲田委員 仲田です。

今の説明で、ちょっと疑問に思ったところなのですが、地域住民による利用に不利益が生じないように、地域団体による予約受付開始日と企業などの営利団体の予約受付開始日との間に一定期間というのは、どのぐらいの期間を予測しているのかというのが一つ。

もう一つ、使用料に関して、100分の300、3倍ということなのですが、3倍に設定の理由は何か教えてください。

○増渚委員長 はい。山崎協働のまちづくり課長。

○山崎協働のまちづくり課長 はい。まず、一定期間の期日なのですが、まだ正式な決定のほうはしておりませんが、こちらは地域団体につきましては、利用開始の3カ月前から利用できるようになっておりますので、地域団体を3カ月前からとしますと、そこから一定期間、ちょっと今正式な決定していないのですが、案としては10日ぐらいかなというふうな案、中で検討はしているところでございます。

それから3倍ですね。

3倍に設定した根拠でございますが、コミュニティセンターにつきましては、それぞれ施設が大小ございまして、比較検討するに当たりまして、まずどのコミュニティセンターにもあります、そして利用頻度が高い大会議室に当たる部屋を対象としまして、年間の維持費等をもとに、部屋の面積とか、1時間当たりの値を求める原価計算を行っております。

それで、現行の使用料と比較しますと、原価計算した結果が、約300%、3倍となっておりますので、営利目的ということであれば100%の、原価計算そのまま分を受益者負担として設けることにつきましては妥当であると判断いたしました。

以上で説明を終わります。

○増渚委員長 執行部の説明は終わりました。仲田委員。

○仲田委員 続けて大丈夫ですか。

○増渚委員長 どうぞ。手を挙げてね。

○仲田委員 はい、委員長。

○増渚委員長 はい。

○仲田委員 すみません。

このコミセン関連なのですけれども、条例改正によって、これ阿部議員から議員全員協議会のときにもあったのですけれども、社会教育法上、公民館ではなくなるということで、では、地域活動施設みたいな形になると思うのですけれども、この条例改正によって、今まで公民館だと思っていた住民に対して、これから営利目的でも活動できますよということを知らせることは必要だと思うのですよね、混乱を防ぐために。

その方法というのは、今後どういうふうに考えているのか、教えてください。

○増渕委員長 はい。山崎協働のまちづくり課長。

○山崎協働のまちづくり課長 はい。これからの広報の予定でございますが、広報かぬま11月号のほうに掲載させていただくことと、地域で発行しておりますコミュニティセンターだより等で掲載、また、各施設におきまして、チラシの掲示と配布、それから11月の記者会見で発表のほうを予定しております。

以上で説明を終わります。

○増渕委員長 仲田委員、大丈夫ですか。はい。

○仲田委員 ありがとうございます。

もう1ついいでしょうか。

○増渕委員長 はい、いいよ。

○仲田委員 その場合というか、これ改正されて、営利と社会教育活動が共存する場合になるのですけれども、この区分けというか、これは営利活動ですよ、これは社会活動、今までも多分基準はあったと思うのですけれども、その基準というのは今後この営利が明文化されることによって、またちょっと変わってくるのかなと思うのですけれども、その辺の区分けの基準です、があつたら教えてください。

○増渕委員長 はい。執行部の説明をお願いします。山崎協働のまちづくり課長。

○山崎協働のまちづくり課長 はい。最近ですと、営利活動、非営利活動ということで、簡単に、コミュニティビジネスなんかですと、その区分けが難しいということがございますので、営利性の判断につきましては、主催団体等の性格ですとか、徴収したお金の使われ方、それから得た収益をどのように扱うかということ踏まえまして、総合的に判断してまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○増渕委員長 仲田委員。

○仲田委員 それぞれの今の判断というのは、総合的にというのは、それぞれ現場レベルで判断するということになるのか。

例えばなのですけれども、営利目的でありますと、ただ、これ営利だから、やっぱり商売というところになってきまして、ただ商売のやり方もいろいろあつて、違法な商売というところもあると思うのですね。

特定商取引法上、何かマルチ商法の会場にするとか、もちろんそれ職員さんが見て、「これはマルチだろう」というところで、例えば、「北押原コミュニティセンターでは、これはもう次回NGですよ」となった場合でも、「じゃあ、次、菊沢コミュニティセンターでやります」というときも、そのときも情報の共有とか、あるいは、実際マルチかどうかわからない、でも、また違うコミセンで利用しようとしている団体がいる。

そういったときの対応というのが非常に難しいかなと思うのですが、やっぱり明文化しておく必要があるし、何か情報共有する仕組みが必要だと思うのですが、その辺についての対応をもう1回聞かせていただいてもいいですか。

○増渚委員長 はい。山崎協働のまちづくり課長。

○山崎協働のまちづくり課長 はい。お答えいたします。

ただいまですね、こちらのいろんなケースを想定しましたガイドラインのほうを策定中でございますので、こちらのほうで判断していただくの、まず一義的なものと、これまでも営利ということではないのですが、結構利用がなかなかちょっと、何ていうのですかね、使い方が悪いような団体があった場合は、コミセン間でも共有していますので、同じような形で、「このコミセンでこういうことがあったんで注意しましょう」というような注意喚起ができるかなと思っております。

以上で説明を終わります。

○増渚委員長 はい。仲田委員。大丈夫ですか。

あ、いい。

ほかに、鹿妻委員。

○鹿妻委員 鹿妻です。

すみません。ちょっとこの条例制定の背景と伺いますか、ちょっとお聞きしたいのですが、例えば、コミセンとかがもうガラガラで、「有効活用したいね」というような感じで始まるのか。

それとも、やっぱり地域の方から「こういう用途でも使いたいんだ」という、そういう需要があって始まるのか、そのあたりというのは、どんな背景があるのか教えていただければ。

○増渚委員長 はい。山崎協働のまちづくり課長。

○山崎協働のまちづくり課長 はい。お答えします。

かねてより、貸し出しに関しては、利用の多様化というのですかね、ニーズの多様化というのがありまして、実態の利用のその仕方とあわないという課題がありましたので、こちらにあわせた形で今回検討のほうをいたして改正案を提出することになりました。

以上で説明を終わりにいたします。

○増渚委員長 大丈夫ですか。

はい。ほかにご質疑のある委員の方、いらっしゃいますか。

大丈夫ですか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第64号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○増渚委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第64号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第65号 鹿沼市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。はい。鈴木デジタル政策課長。

○鈴木デジタル政策課長 デジタル政策課長の鈴木です。よろしくお願いいたします。

議案第 65 号 鹿沼市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部改正について、ご説明いたします。

令和 3 年に制定されました「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、地方自治体の基幹業務である住民基本台帳や税、福祉などに関する業務に係る情報システムについて、令和 7 年度までに国の定める標準化基準に準拠したシステムへの移行を現在進めており、本市においては本年 12 月上旬に移行を予定しております。

標準準拠システムへの移行に伴い、住登外者への付番及び管理を行う「住登外者宛名番号管理機能」が実装されることとなります。

住登外者宛名とは、例えば一例としましては、固定資産税において、鹿沼市外の住民が鹿沼市内に土地や家屋を所有している場合、課税業務のために必要に応じて取得し、管理する個人情報などが該当いたします。

当該機能を扱う事務は、個人番号の独自利用事務に該当し、法令に基づき、利用する機関及び利用の範囲を条例に定める必要があるため、今回改正を行うものであります。

具体的な改正内容は、新旧対照表にありますとおり、個人番号の独自利用事務として「住登外宛名番号管理機能による住登外者」を追加し、また各行政手続において利用する情報にも同様に住登外者を加えるというものであります。

以上で、議案第 65 号についての説明を終わります。

○増淵委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

大丈夫、大丈夫。

はい。別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第 65 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○増淵委員長 はい。ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 65 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 66 号 鹿沼市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。はい。仁平人事課長。

○仁平人事課長 人事課長の仁平です。

議案第 66 号 鹿沼市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部改正についてご説明いたします。

本議案は、「地方公務員の育児休業等に関する法律」が改正され、令和 7 年 10 月 1 日に施行されることに伴い、本市においても国に準じた対応を行うため、関連する条例等の一部を改正するものであります。

お手元の新旧対照表の 21 ページをご覧ください。

具体的な改正内容の 1 点目は、仕事と育児の両立を支援するために、妊娠、または出産等についての申し出をした職員や 3 歳未満の子を養育する職員には、個別に両立支援の制度を周知し、制度利用の意向を確認すること、そしてその意向に配慮することが任命権者に新たに義務づけられます。

23 ページをご覧ください。

2点目の改正は、部分休業制度の拡大です。部分休業は、小学校就学前の子をもつ職員が、一日の勤務時間のうち2時間を限度にして勤務しないことを認める制度です。

今回の改正で、現行の部分休業を「第1号部分休業」とし、勤務時間の始めと終わりにのみ取得可能という要件を廃止して、勤務時間の中間においても、取得可能になります。

続いて24ページをご覧ください。

第21条の2の改正により「第1号部分休業」に加えて、「第2号部分休業」が新設されます。

「第2号部分休業」は、1年につき77時間30分を越えない範囲で部分休業を取得することができ、職員は第1号もしくは第2号の部分休業の、いずれかを選択して取得可能となります。

ただし、今年度は、施行日が10月1日であるため、第2号の場合は、取得できる時間は77時間30分の半分である、38時間45分を越えない範囲での運用となります。

次に、25ページから、27ページの各条例につきましては、今回の改正に伴う項ずれ等を改正するものであります。

以上で、説明を終わります。

○増淵委員長 はい。ありがとうございます。

執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

ありませんか。大丈夫ですか。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第66号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○増淵委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第66号については、原案どおり可とすることに決しました。

以上で、今議会において、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

ここで、今回、任期最後の委員会でございますので、私と副委員長のほうから挨拶させていただきます。

1年間、どうも、総務常任委員長として仕事をさせていただいて、ありがとうございます。

今日のように、課長の、各課長さんの答弁が、すらすらと、各担当わかりやすく説明していただいたの、本当に我々質疑をするほうとしても、こういう答弁が理想だと思います。

これから議会のほうも変わらまして、常任委員会、任期が2年になります。

ということは、総務常任委員会としても2年のおつき合いになります。

ということは、継続とか、いろいろなことが2年の幅で見られるというのは、これ、今議長を中心として、ここに大島委員長もいるように、改革の中で通年ではなくて、通年で見られるような形になります。

より一層我々もきちんとチェック機能として、これからどんどんわからないところ、

そして、市民に説明責任を負う我々としては聞きます。

この中で、部長の場合は、もうある程度その中でやられた方が部長になっておりますが、課長のフォローを部長がするようでは、これからいずれ部長もおやめになって、そう皆さんが部長になるときに、そういうことではいけないと私は思います。

もう部長が出なくてもいいような課長の答弁を期待いたしまして、そして、1年間おつき合いいただいたことを御礼申し上げて、退任の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。(拍手)

○橋本副委員長 1年間、増渕委員長のもとで、副委員長として働かせていただきました。

今の挨拶のように、委員長が立派なので、私があまりやることがなかったのですが、皆様に迷惑かけずに1年間できたと思っています。

1年間、まことにありがとうございました。(拍手)

○増渕委員長 はい。ありがとうございました。(拍手)

これをもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(閉会 午前10時53分)